

◎政治資金規正法等の一部を改正する法律

(平成一八年一二月二〇日法律第一一三号) (衆)

一、提案理由 (平成一八年一月三〇日・衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会)

○加藤 (勝) 議員 自由民主党の加藤勝信でございます。

ただいま議題となりました自由民主党提出の政治資金規正法等の一部を改正する法律案につきまして、提案者を代表して、提案の理由及びその内容の概略を御説明申し上げます。

昨今の証券市場のグローバル化の進展に伴い、日本も欧米諸国と同じように外国から自国への投資が急速に拡大して、まさに日本経済の本格的な国際化が定着しつつあります。その結果、日本法人の上場会社であるにもかかわらず、外国投資家が発行済み株式の過半数を所有していることによって、政治活動に関する寄附を禁止されてしまう事態が生じております。

一方、ドイツ、イギリス、アメリカなどの欧米諸国においては、我が国と異なり、自国内の企業であれば外資比率によって一律に政治資金の提供が禁止されることはされておらず、こうした諸外国の法制を踏まえた法律の見直しが喫緊の課題となっております。また、上場会社の株主構成は常に変動する流動的なものであることから、発行済み株式の過半数を基準に判断する現行の制度では、寄附の受領者を常に不安定な地位に置く結果となっております。

そこで、日本法人である上場会社については、政治活動に関する寄附について、欧米諸国と同様に外資規制を撤廃する必要があるところであります。

また、収支報告書の要旨の公表は、現状では、総務大臣においては九月に、各都道府県選管においては七月下旬から十一月下旬にかけて行われており、その時期が統一されておられません。そこで、政治資金の収支公開の強化に資するため、都道府県選管による要旨の公表の時期について前倒しを図るとともに、要旨の公表がほぼ同時期に行われるようにする必要のあるところであります。

さらに、金融機関への振り込みによる支出については、事務の負担を軽減するため、現行の添付書面を簡素化し、振り込み明細書等で足りるものとする必要があるところであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容の概略について御説明申し上げます。

第一に、政治活動に関する寄附についての外資規制の見直しであります。

もちろん、外国人及び外国法人からの寄附については従来どおり禁止するものの、証券取引所に上場されている株式を発行している日本法人からの寄附については、主たる構成員が外国人または外国法人である団体等からの寄附の受領を禁止している現行の規制を撤廃するものとしております。

第二に、収支報告公表の期日の明文化であります。

総務大臣及び都道府県選管は、政治資金規正法の収支報告書の要旨を原則として九月三十日までに公表するものとしております。なお、要旨が公表される前の収支報告書等について開示請求があった場合には、当該要旨の公表の前日は開示決定を行わず、要旨の公表の日以後に開示決定を行うものとしております。これらについては、政党助成法の使途等報告書についても同様の措置を講ずるものとしております。

第三に、収支報告手続の簡素化であります。

政治資金規正法の収支報告書の添付書面のうち、金融機関への振り込みによる支出に係るものについては、当該支出の目的を記載した書面及び振り込み明細書の写しをもって領収書等の写しにかわる書面にかえることができるものとしております。これについては、公職選挙法の選挙運動収支報告書の添付書面及び政党助成法の使途等報告書または支部報告書の添付書面についても同様の措置を講ずるものとしております。

第四に、施行期日であります。この法律は、政治活動に関する寄附についての外資規制の見直しについては公布の日から、その他については平成十九年一月一日から施行することとしております。

以上が、政治資金規正法等の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容の概略であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長報告（平成一八年一二月五日）

○今井宏君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、証券取引所に上場されている株式を発行している日本法人からの政治活動に関する寄附について、主たる構成員が外国人または外国法人である団体等からの寄附の受領を禁止している規制を撤廃するほか、政治資金に係る収支報告書等について、その要旨の公表の期限等を定めるとともに、政治団体の金融機関への振り込みによる支出について、収支報告書等の添付書面の簡素化を行おうとするものであります。

本案は、第百六十四回国会に提出され、継続審査となっていたもので、去る十一月三十日提出者加藤勝信君から提案理由の説明を聴取いたしました。翌十二月一日質疑を行い、質疑終局後、本案に対し、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び国民新党・無所属の会の四党派共同提案により、主たる構成員が外国人または外国法人である日本法人のうち上場会社であるものからの寄附の受領に係る規制の撤廃は、五年以上継続して上場している会社からの寄附に限ること等を内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由（平成一八年一二月一日）

○鈴木（淳）委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、提出者を代表いたしまして、その提案の趣旨を御説明いたします。

本修正案は、まず、主たる構成員が外国人または外国法人である日本法人のうち上場会社であるものからの寄附の受領に係る現行の規制の撤廃は、五年以上継続して上場している会社からの寄附に限ることとするものであります。この際、寄附をするときは、主たる構成員が外国人または外国法人である日本法人であって五年以上継続して上場している会社である旨を文書で寄附を受ける者に通知しなければならないものとするともに、寄附を受けた者は、会計帳簿及び収支報告書にその旨を記載し、当該通知に係る文書を収支報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならないこととしております。

また、上場会社にあつては、主たる構成員が外国人または外国法人であるか否かの判定は、直近の定時株主総会に係る株主名簿の基準日における発行済み株式の保有比率により行うものとしております。

さらに、附則に、新政治資金規正法第二十二條の五の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新政治資金規正法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする旨の規定を加えるものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○附帯決議（平成一八年一二月一日）

今回の政治資金規正法の外資規制に関する改正は、昨今の証券市場のグローバル化の進展を踏まえ、政治活動に関する寄附についての外資規制を見直し、証券取引所に上場されている株式を発行している日本法人からの寄附については、主たる構成員が外国人又は外国法人である団体等からの寄附の受領を禁止している現行の規制を撤廃するものである。

政治資金規正法第二十二條の五の規定の趣旨は、我が国の政治や選挙が外国人や外国の組織、外国の政府など外国の勢力によって影響を受けることを未然に防止しようというものであるが、今回の改正はこの規定の趣旨を損なうものでないよう配慮したものであるとはいえ、各政党は、今後とも、この規定の趣旨を踏まえ、いやすくも国民の政治に対する信頼を損なうことがないように努めなければならない。

本委員会は、この規定の趣旨を尊重する立場から、新法の施行状況を十分検討した上、必要があれば、会社が寄附をするために要する上場期間、寄附をする会社がこの規定に該当するかどうかの判断の基準時、政党支部における寄附の受領のあり方などに関し、見直しを含め、適切な措置を講ずるものとする。

三、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長報告（平成一八年一二月一

三日)

○谷川秀善君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、第百六十四回国会に衆議院に提出され継続審査となっておりますが、今国会に入り修正議決され、本院に提出されたものであります。

その内容は、証券取引所に五年以上継続して上場している日本法人からの政治活動に関する寄附に関し、外資規制を見直すほか、政治資金収支報告書の要旨の公表期限を定める等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、個人献金を重視した政治資金規正の流れと本法律案との整合性、寄附受領に際し、証券市場への上場を基準とする根拠、五年以上継続上場している日本法人に限り、寄附を認めることにした理由、要旨公表前に収支報告書の開示決定を行わないことの妥当性、都道府県公表の収支報告書について、インターネット公開を行う必要性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して仁比聡平委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。